

5種混合第1期予防接種について【説明書】

予防接種法に基づき、5種混合(百日せき・ジフテリア・破傷風・ポリオ・H i b)の定期予防接種を行います。この説明書をよく読み、予防接種の必要性や副反応について理解したうえで接種してください。わからないことは、接種を受ける前に医師に質問しましょう。

1 病気の症状について

- (1) 百日せき
激しいせきがでます。けいれんを起こし肺炎や脳症などを起こすことがあります。
- (2) ジフテリア
高熱、のどの痛み、おう吐などを起こします。
- (3) 破傷風
口が開かなくなったり、けいれんを起こしたりします。死亡率の高い病気です。
- (4) ポリオ
かぜ症状で始まり、小児マヒと呼ばれるマヒを起こします。
- (5) H i b
発熱や嘔吐、不機嫌、けいれんなどを起こします。

2 副反応について

他のワクチン接種でもみられるのと同様の副反応がみられますが、通常は一時的なもので数日たつと消失します。最も多くみられるのは接種部位の発赤(赤み)や腫脹(はれ)です。また発熱が接種された人の数パーセントにおこります。重い副反応としては、非常にまれですが、ショック・アナフィラキシー様症状(じんましん、呼吸困難など)、けいれん(熱性けいれん含む)、血小板減少性紫斑病などが海外で報告されています。

3 対象者

接種日時時点で小平市に住所を有する、生後2か月から7歳6か月に至るまでの方
※小平市から転出された方は、転入先の自治体で予診票をお受け取りください。

4 接種スケジュール

- (1) 初回接種
20日以上(標準的には56日まで)の間隔をあけて3回接種
- (2) 追加接種
初回3回目接種終了後6か月以上の間隔をあけて1回接種
(標準的には、初回3回目接種終了後1年から1年6か月の間に接種)

5 接種方法

小平市の「5種混合第1期予防接種予診票」に記入し、予診のうえ、1回0.5mlを皮下接種又は筋肉内接種します。

※5種混合予防接種は、接種医の判断と保護者の方の同意によって、他のワクチンと同時に接種することができます。接種医とよく相談してください。

※複数種類のワクチンがありますが、2回目以降の接種は原則、1回目接種と同一のワクチンを接種します。

6 接種費用

自己負担なし

7 接種場所

別紙の「小平市予防接種指定医療機関一覧」をご覧ください。

8 医療機関に持参するもの

母子健康手帳、5種混合第1期予防接種予診票

9 次の方は接種を受けないでください

- (1) 体温37.5度以上の発熱をしている方。
- (2) 重篤な急性疾患にかかっていることが明らかな方。
- (3) このワクチンの成分又はジフテリアトキソイドによってアナフィラキシー(通常接種後30分以内に出現する呼吸困難や全身性のじんましんなどを伴う重いアレルギー反応)をおこしたことがある方。
- (4) かかりつけの医師に予防接種を受けないほうがよいと言われた方。
- (5) 上記のほか、予防接種を行うことが不適當な状態にある方。

10 次の方は接種前に医師にご相談ください

- (1) 心臓血管系疾患、腎臓疾患、肝臓疾患、血液疾患、発育障害等の基礎疾患を有する方。
- (2) 前の予防接種で2日以内に発熱のみられた方又は全身性発疹等のアレルギーを疑う症状おこしたことがある方。
- (3) 過去にけいれん(ひきつけ)をおこしたことがある方。
- (4) 過去に免疫不全と診断されたことがある方又は近親者に先天性免疫不全症の者がいる方。
- (5) 接種しようとするワクチンの成分で、アレルギーをおこすおそれのある方。

11 接種前の注意

- (1) 医療機関へ予約をしてから接種に行ってください。
- (2) 接種前日は入浴やシャワーをさせ、体を清潔にしましょう。
- (3) 予防接種は、体調の良い日に受けてください。
- (4) 予診票は、医師が接種の可否を判断するための大切な情報となりますので、正確に記入してください。

12 接種後の注意

- (1) 接種後30分間は、ショックやアナフィラキシーがおこることがありますので、医師とすぐ連絡が取れるようにしておきましょう。
- (2) 接種当日は入浴をしても差し支えありませんが、接種部位をこすることはやめましょう。接種部位は清潔に保ってください。また、いつも通りの生活をし、はげしい運動は避けてください。
- (3) 接種後に高熱やけいれんなどの異常が出現した場合は、速やかに医師の診察を受けてください。接種後1週間は体調に注意しましょう。また、接種後、腫れが目立つときや機嫌が悪くなったときなどは医師にご相談ください。

13 予防接種健康被害救済制度(市にご相談ください)

一般的に、ワクチン接種では、副反応による健康被害(病気になったり障害が残ったりすること)が、極めて稀ではあるものの避けることができないことから、救済制度が設けられています。

救済制度では、予防接種を受けた方に健康被害が生じた場合、その健康被害が接種を受けたことによるものであると厚生労働大臣が認定したときは、予防接種法に基づく救済(医療費・障害年金等の給付)を受けることができます。

問合せ 小平市健康福祉部健康推進課

〒187-0043 小平市学園東町1-19-12 (小平市健康センター内)

電話：042-346-3700 Eメール：vaccination@city.kodaira.lg.jp